

教 職 第 1 0 5 0 号

令和3年(2021年)8月2日

札幌市を除く市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長 今 村 隆 之

総務省における国家公務員倫理法令の遵守に関する協力について

このことについて、別添写しのとおり各所管機関の長（各道立学校長）あてに通知があったので、お知らせします。

(服務制度係)



教 総 第 1 2 4 1 号
令和3年(2021年)8月2日

各 部 課 長
各 教 育 局 長 様
各 所 管 機 関 の 長

教育部長(倫理監督監)

総務省における国家公務員倫理法令の遵守に関する協力について(通知)

今般、総務省において、倫理法令違反による職員に対する懲戒処分等が行われた事態を受け、職員が利害関係のある事業者と飲食する際には、従来からの国家公務員共通のルールに加え、別添のとおり総務省独自のルールとして、新たな手続きを行うこととなった旨、通知がありましたので、当該通知の主旨を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

なお、道教委においては、これまでも各職場における倫理条例及び倫理規則の遵守の徹底や公務員倫理研修の実施など、不祥事の発生防止に努めていただいていたところですが、今後ともあらゆる機会を通じて、道民の疑惑や不信を招くことがないよう、所属職員の公務員倫理の高揚に努め、厳正な服務規律の確保に向け万全を期すようお願いいたします。

(総務政策局総務課人事係)
(教職員局教職員課服務制度係)

【公印・契印省略】

総官秘第 953 号
令和 3 年 7 月 20 日

各都道府県知事 殿

総務省倫理監督官（総務事務次官）
黒田 武一郎

総務省における国家公務員倫理法令の遵守に関する協力について

日頃より、総務行政について御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。

国家公務員は、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）や国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）といった倫理法令によって、利害関係者のある事業者の皆さまから物品の贈与を受けること及び供応接待を受けること等が禁止されています。

しかしながら、今般、当省の職員が倫理法令に違反する飲食を行った疑いがある旨の報道を受け、令和 3 年 2 月から 6 月にかけて調査を行ったところ、37 名の職員について倫理法令違反が確認されたことから懲戒処分等を行いました。このような事案により、行政に対する国民の皆さまの信頼を損なう事態となったことについて、深く反省するとともに、改めて深くお詫び申し上げます。

今回明らかとなった倫理法令違反は、利害関係のある事業者の皆さまとの飲食に要した費用のうち、職員自身が負担すべきであった金額の全部または一部を支払っていないことが問題となったものでした。

この反省を踏まえ、総務省職員が利害関係のある事業者の皆さまと飲食する際には、従来からの国家公務員共通のルールに加え、総務省独自のルールとして、新たに以下の手続きを行うこととなりました。

- 利害関係のある事業者の皆さまとの飲食について、厳格なチェックを行うため、原則すべてを事前届出制にする
- 事後、適切な負担金額（割り勘分）について支払ったことを証明できる書類の提出を義務化する

今後、職員との飲食の際には、必ず割り勘にさせていただくとともに、職員が自身の費用を確認するため、合計金額等を確認いたしますので、御理解御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

🔍 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ 🔍 ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

❌ 金銭や物品の贈与

❌ たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

🔍 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

❌ 酒食等のもてなし(接待)

🔍 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

🔍 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

🔍 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

❌ 車での送迎など、無償でのサービスの提供

🔍 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

❌ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

❌ 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

❌ 金銭の貸付け

🔍 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

❌ 未公開株式の譲渡

❌ 有償であっても無償であっても違反

❌ 無償での物品や不動産の貸付け

🔍 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

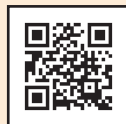
「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。